

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美馬市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの児童。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査(情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金情報・所得情報を取得) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。
③システムの名称	1. 総合福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番56 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番26,30,87 【別表第二における情報照会の根拠】項番74,75 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第19条、第44条 【情報照会の根拠】第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部子どもすこやか課
②所属長の役職名	子どもすこやか課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部子どもすこやか課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5606

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和3年9月1日	I 1②事務の概要	<p>子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。</p> <p>特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金情報・所得情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。</p>	<p>子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。</p> <p>特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金情報・所得情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。</p>	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番26,30,87 【別表第二における情報照会の根拠】項番74,75 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第19条、第44条 【情報照会の根拠】第40条</p>	<p>①番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番26,30,87 【別表第二における情報照会の根拠】項番74,75 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第19条、第44条 【情報照会の根拠】第40条</p>	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの